

令和８年度 第１回洲本市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和8年7月16日（木）午後3時00分から午後5時15分
開催場所	洲本市役所 本庁舎5階 501会議室
出席委員	委員 富本 和路（弁護士） 委員 潮崎 征功（公認会計士） 委員 真野 陽一（税理士）
事務局	財政課
関係課	生涯学習課、商工観光課、企画課、DX推進課、市民協働課
議事概要	1.開会 財務部長あいさつ 2.入札・契約制度改正概要について 3.審議対象期間における入札及び契約状況概要について 4.議事案件 抽出案件に係る入札及び契約手続き等の審議 5.その他 6.閉会
審議対象期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日
対象件数	
制限付一般競争入札	9件
指名競争入札	91件
随意契約（見積合わせ）	95件
随意契約（1者随契）	166件
抽出件数	
制限付一般競争入札	0件
指名競争入札	0件
随意契約（見積合わせ）	0件
随意契約（1者随契）	7件
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

委員からの質問・意見及びそれに対する回答

No.	質問・意見	回答
1	案件名：洲本中央公民館まつり運営業務委託 随意契約 生涯学習課発注 ・今回この案件を選んだ理由ですが、適正価格であるか明確でないと感じたためです。まず業務委託の内容を教えてください。 ・中央公民館まつり実行委員会はどのような団体ですか。 ・消費税はかかるのでしょうか。また、支払いの方法として、収支計算書等はあるのでしょうか。 ・50万円という金額の内訳について、明細はありますか。 ・手元の書類を合計すると50万円になりますか。 ・繰越金が生じることはありますか。 ・支出等の証拠書類の照合・精査は、どなたが行っていますか。 ・法的な観点から申し上げますと、この団体は法人ではなく、権利能力なき社団の要件を満たす必要があります。具体的には、しっかりとした規約があること、総会が開催されていること、会計処理がきちんとなされていることが必要です。規約等はございますか。 ・ご回答内容であれば、法的な観点からは特段問題はないかと思えます。長年にわたり適切に運営されているということですね。	・中央公民館まつりは、洲本地区の公民館講座受講生や自主サークルの方々が日頃の活動成果を発表・展示する場として、また地域住民の交流機会を提供する場として、洲本中央公民館を会場に実施しているものです。 ・業務委託の内容としては、公民館まつりの企画・運営全般で、具体的には以下のとおりです。 作品展示： 絵画・書道・手芸等の受講生・サークルの作品展示、および洲本子育て学習センターの子どもたちの作品展示 舞台イベント： コーラス・楽器演奏等の文化系成果発表、および外部アーティストを招いたコンサート等の特別企画 その他： 各種イベントの運営 ・地域の方を主として構成されており、洲本中央公民館のまつりに参加している団体の代表者等、地域の方3名、子育て学習センターの職員1名、生涯学習課の課長、合計5名で構成しています。役員については、地域の方が会長・副会長・幹事を務めている団体です。 ・実行委員会で作成した事業計画をもとに収支予算書を作成していただいております。その金額が50万円ということで、お支払いしております。消費税については、相手方は申告等を行っておらず、便宜上の記載となっております。 ・報償費として、舞台イベントに出演いただく方への謝金、司会者への報償費等、また広報用チラシ・ポスター等の消耗品費、パネル等の運搬費、当日の保険料、警備員費用などで構成されております。 ・はい、きっちり50万円になります。 ・期間内に使い切っています。 ・実行委員会の事務局として洲本中央公民館の職員が対応しており、委託業務として生涯学習課が検査を行っております。また、通帳も作成・管理しております。 ・規約はあります。また、総会・役員会も開催しております。

No.	質問・意見	回答
2	案件名：洲本市立五色図書館ﾌﾟﾘﾝﾀｰ保守管理業務 随意契約 生涯学習課発注 ・この案件を選んだ理由ですが、随意契約理由の中に「トナーを無償で提供する」という文言があり、特定業者への便宜供与に当たらないかという点、また平成30年度から同一業者と随意契約を継続していること、さらに無償提供が寄附に当たる場合の処理が適切かどうかを確認したかったためです。 ・当事者が洲本市だけトナーを無償にしているわけではなく、保守契約の標準的な内容として含まれているということです。 ・他者との比較見積もりは取ったことがありますか。 ・他者に保守を依頼しようとするれば、A者を通じて当事者になる可能性が高いということです。 ・庁内の他のプリンター機器はどのように運用されていますか。 ・本案件について、競争優位性は十分あると理解しました。担当課の説明で納得いたしました。	・トナーの無償提供については、この保守管理契約が印刷枚数に応じて保守料が増減する仕組みとなっており、保守料金の中に点検代・修理代・トナー代が含まれているものです。保守契約を締結しない場合は、故障時に自己負担で修理し、トナーも自己購入することになります。「無償」という書きぶりは適切ではなかったかもしれませんが、保守契約に含まれているという内容です。 ・はい、そのとおりです。 ・このプリンターはA者製で、当事者がA者の正規販売店となっています。平成30年度に購入した際に保守契約も含めて見積合わせを行い、その時点で当事者が最低額を提示したことから契約しました。その後5年間の契約が満了し、現在は1年ごとに更新しております。また、正規販売店が淡路島ではここだけということもあり、随意契約としております。 ・はい、そのとおりです。 ・使用枚数に応じて機器の仕様を選定し、入札しております。基本的にはリース契約が多く、当事者やその他の業者と契約しております。

No.	質問・意見	回答
3	案件名：洲本市ストリートダンスイベントseason2開催業務 随意契約 商工観光課発注 ・この案件を選んだ理由ですが、以前ふるさと納税に関連して広告代理店への1者随意契約が問題になったことがあり、設計金額の根拠、選定過程（プロポーザル方式）、業務内容の妥当性について確認したかったためです。業務内容、選定過程、設計金額の根拠をご説明ください。 ・見積は当業者から取得ですか？ ・この補助金はどのようなものですか。 ・国への補助金申請時に内訳を提出し、国側でも審査がなされているということですね。 ・今回2回目の開催ですが前回もプロポーザル方式による選定ですか？またseason1も今回と同業者ですか？	・まず主な業務内容についてご説明します。 ①イベントの企画・運営 洲本市内での会場選定から、国内外で活躍するダンサーを招聘し、市が指定する12月8日から1月23日の間で2日間、イベントを開催すること。内容はダンスバトル形式およびショーケース形式で、DJ・ジャッジの選定も含まれます。 ②地域との連携 地域行事や伝統芸能との連携を図ること。今回は五色の高田屋嘉兵衛ゆかりの企画を取り入れました。 ③アート展示 イベントの趣旨に沿ったアート作品の展示・販売。 ④広報・PR SNSを中心とした広報、チラシ・ポスターの制作、PR用映像および記録映像（10～15分）の制作。 ⑤グッズ制作 ロゴステッカー等の制作。 ⑥スポンサー募集 提案事項としてスポンサー募集も実施。 選定過程について： 市のプロポーザル方式実施に関するガイドラインに沿って進めました。入札審査会でプロポーザル方式の実施を承認後、選定委員会を設置し、実施要領・仕様書・募集要項を策定しました。参加申込期間は20日以上確保し、2者から申し込みがありました。令和7年9月11日にプレゼンテーション審査を実施し、当業者を優先交渉権者として選定、令和7年10月24日に契約しました。 設計金額の根拠について： 本事業は2年目となります。補助金申請時に参考見積もりを取得しており、昨年度と同規模の事業費として800万円を上限額として設定しました。なお、参考見積もりは最終的に選定された当業者以外の事業者からも取得しております。 ・他者からの見積であり、ダンスイベント開催に係る見積を取得しました。 ・国の既存補助金を活用しており、補助率は3分の2です。市の実際の支出は3分の1となります。 ・はい、採択を受けた上で事業を進めております。 ・前回season1もプロポーザル方式による選定です。事業者は今回の業者と異なります。

No.	質問・意見	回答
	・今年度（season3）の実施予定はありますか。 ・プロポーザルの公示方法について教えてください。プロポーザルガイドラインではホームページ等により広く周知することとありますが、どのようにされていますか？周知されるところが少なければ透明性が低いとなりますが。 ・手続き上問題はないと思いますが、より広く周知することで競争性が高まる可能性があります。例えば民間の専門的な情報配信サービスを活用することで、業界全体への周知が図れるのではないのでしょうか。費用面との兼ね合いもありますが、ご検討いただければと思います。 ・イベントの時期が冬季になる理由は何ですか。 ・事業の効果検証・評価はどのように行っていますか。 ・選定委員会の構成を教えてください。 ・市民への情報公開・説明責任の観点から、事業目的や補助金の活用状況等をホームページ等でより積極的に公表することで、市民の理解が得やすくなるのではないのでしょうか。	・今年度は補助金の採択を受けられなかったため、実施を見送っております。財政状況が厳しい中、財源が確保されることが前提であり補助金の有無が実施判断の大きな要素となっており、3分の2が国費で賄われるという条件のもとで実施してきた経緯があります。 ・市役所の掲示板および市のホームページで公示しております。 市のホームページに掲載することで、既に民間事業者の情報配信サービス（業界サービス）に掲載されておりますが、今回の案件については、2者の応募に留まっております。 ・補助金の趣旨がオーバーツーリズム対策・夏場以外への需要分散であるため、夏場以外に実施する必要があります。また、補助金の採択通知が夏頃に届き、その後交付申請・交付決定を経て事業を開始するため、どうしても冬季の開催となります。 ・運営上の反省点（来場者の誘導等）は整理しておりますが、事業全体の効果検証については今後の課題と認識しております。 ・委員長が産業振興部長で、産業振興部次長、企画情報部特命参事兼企画課長、財政課長、生涯学習課長の計5名です。 ・随意契約理由書には、プロポーザル方式による選定としか記載されていませんが、市のホームページにはプロポーザル方式による選定から決定までの経緯等を詳しく掲載しています。イベントの広報も含めて情報発信の充実に努めてまいります。

No.	質問・意見	回答
4	案件名：洲本市ミューラルアート制作等業務 随意契約 商工観光課発注 ・前案件と同様に、業務内容、選定過程、設計金額の根拠をご説明ください。 ・補助事業ということで補助率は前案件と同様に3分の2ですか。 ・ブラジル人アーティストへの報酬はどの程度ですか。 ・事業の企画はどのような経緯で決定されましたか。 ・今後の継続、評価についてはどのようにお考えですか。 ・市民への説明責任の観点から、事業目的や補助金活用状況の積極的な情報公開をお願いしたいと思います。	・まず業務内容についてご説明します。本業務は、アートを活用して洲本市の魅力発信と地域活性化を図ることを目的とした、地域参加型アートプロジェクトです。 ①ミューラルアートの制作 「ミューラル」とは壁画を意味します。洲本市が指定した壁面（淡路交通旧バスターミナルの壁面、約50m×高さ2.4m）に壁画を制作しました。制作者はブラジル人アーティストのチチフリークさんです。また、第二小学校でワークショップを実施し、児童の意見をデザインに反映しております。 ②アートボードの設置 壁面の道を挟んだ場所に看板型のアートボードを設置し、洲本市出身の画家等による作品を展示。バスセンター駐車場前に10点設置しております。 ③広報・情報発信 制作過程の写真・動画をSNSで発信し、洲本市のPRを実施。 ④関連制作物 ミューラルアートのデザインをステッカー化し、500枚制作。観光施設等で配布。 選定過程について：ガイドラインに沿い、令和7年9月8日から9月29日まで募集し、2者から申し込みがありました。令和7年10月24日に審査を実施し、当業者を優先交渉権者として選定、令和7年11月12日に契約しました。壁画の制作は12月から1月にかけて実施しました。 設計金額の根拠について：補助事業の計画申請時に参考見積もりを取得し、他自治体における壁画制作事業費も参考にした上で、700万円を上限額として設定しております。 ・はい、そのとおりです。 ・スタッフ含めて全体で240万円程度です。 ・担当課内で地域振興の観点から企画し、予算要求を行いました。壁面の場所は市が指定し、デザインのテーマについては小学生とのワークショップを通じて「海・自然」等の意見を反映しました。 ・現時点では昨年度の実施結果を踏まえ、効果の検証を行っていく段階です。芸術分野の客観的評価は難しい面もありますが、地元の学生と一緒に作り上げるという手法は地域活性化の観点から意義があると考えております。事業として賛否あるもので、慎重に判断してまいります。

No.	質問・意見	回答
5	案件名：大学生等の地域外人材との共創を自動化するスマホアプリ等開発業務 随意契約 企画課発注 ・2,000万円近い金額でスマートフォンアプリの開発というのが気になり選定しました。業務内容、選定過程、設計金額の根拠をご説明ください。 ・選定委員会の構成はどうなっていますか。専門的知識を有する判断も必要になるかと思いますが。 ・具体的にどのようなアプリですか。 ・具体的にどのような効果が出ていますか。 ・域学連携事業の具体的な取り組みとしてはどのようなものがありますか。	・企画課では域学連携事業に長年取り組んでおり、今年で14年目となります。大学の学生・教員と地域の住民・団体が連携しながら洲本市の活性化に向けた活動を進めていく事業です。この連携をさらに推進するため、必要な業務をアプリ上で行うことで円滑な事業推進と発展を図ることを目的として、アプリ開発に着手しました。 本事業は、令和7年度の総務省「過疎地域持続的発展支援事業」補助金（全額補助、上限2,000万円）を活用しており、採択を受けた上で事業を進めております。 選定過程について： 公募型プロポーザルを実施し、3者から提案を受け、選定委員会を経て1者を選定しました。 設計金額の根拠について： 国の補助事業への応募段階で、地元のシステムベンダーから参考見積もりを取得し、その金額をもとに補助金申請を行い採択されました。プロポーザル実施にあたっては、この参考見積もりの金額を設計金額として設定しております。金額についても評価項目の一つとし、3者それぞれから提案金額の提示を受けた上で総合的に判断しました。 ・選定委員会の構成は、企画情報部長（委員長）、総務部長、財務部長、産業振興部長、DX推進課長の計5名です。スマートフォンアプリという専門性を考慮し、DX推進課長を委員に加えております。 ・主な機能は以下のとおりです。 マッチング機能：大学・学生側のやりたいことと、地域側のやってほしいことをマッチングする プロジェクト管理機能：マッチング後のプロジェクト進捗管理（スケジュール、現地訪問日程等） 活動記録・発信機能：学生の活動写真等を記録し、対外的に発信する 交通費管理機能：移動ルートや交通費の登録 滞在データ収集機能：洲本市内での滞在時間・日数等のデータを数値化する ・大学間、地域間での情報共有が図られ、新たな取り組みへの発展が生まれています。また、これまで担当者がアナログで行っていた業務がアプリを通じて効率化されています。現在、アプリ利用者は学生を中心に約300人となっており、データの蓄積が進んでいます。 ・空き家、空き店舗のリノベーション（建築系学生による設計・DIY等）、農業・漁業等の地域資源を活用したプロジェクトなどがあります。現在77大学から約1,900人の学生が関わっております。

No.	質問・意見	回答
	・市民の方から見ると、2,000万円をかけてどのような効果があるのかが分かりにくいと思います。アプリによる具体的な成果を積極的に情報提供することが、入札の透明性向上にも繋がるのではないのでしょうか。 また、先の案件も同様であるが随意契約理由書に、国の補助を受けて事業を行っている等、事業の詳細について記載があれば理解、納得が容易になるかと思います。	
6	案件名：戸籍・戸籍附票システム標準化業務委託 随意契約 DX推進課発注 ・DX推進課と後の市民協働課の案件を見ると、戸籍関連の契約が複数あり、内容が似ているように見えます。合理化・一本化できないのかという疑問から選定しました。また、なぜ別々の発注になっているのかをご説明ください。 ・標準化作業の進捗状況を教えてください。 ・業者選定の経緯を教えてください。 ・当業者を選んだ決め手は何ですか。 ・今回の契約に関連するデータ移出費用（別契約）について、当初の見積もりから大幅に価格交渉されたとのことですが、その経緯を教えてください。	・DX推進課で契約しているこの案件は、現在本庁舎サーバー室で稼働している既存の戸籍システムを、国が進めるシステムの標準化・共通化に基づき、クラウド上の標準仕様システムに移行するための業務委託です。 一方、市民協働課で契約している案件は、法改正（氏名へのふりがな記載義務化等）への対応に係る改修業務です。 標準化と法改正で補助金の出所が異なる。スケジュールも補助金の出所も異なるため、別契約となっております。 ・令和7年度末時点で対象20業務のうち12業務が完了しております。今年度は戸籍・戸籍附票の2業務を完了予定で、令和9年度末に残り6業務を完了させる予定です。 ・令和4年度に標準化支援コンサルティング会社と契約し、同者と協議の上、市内・県内・主要なシステムベンダー37者に対して参画意向調査を実施しました。その結果、対応可能と回答した2者のうち、イニシャルコスト・ランニングコストを総合的に判断し、当業者（B者）を選定しました。 ・主に2点です。①コスト面で優位であったこと、②もう1者は移行期間に対応できなかったこと（現行サーバーが令和6年2月に満5年を迎えており、早期移行が必要であったこと）です。なお、当業者は戸籍システムで全国6～7割のシェアを持ち、近隣自治体も同者を採用しています。 ・当初、現行サーバーからのデータ移出費用として既存システム業者であるC者から5,544万円の見積もりが提示されました。高額であると判断し、数ヶ月にわたる交渉の結果、最終的に3,634万円まで引き下げました。

No.	質問・意見	回答
	・専門的な知識が必要な交渉をどのように進められたのですか。 ・価格交渉により、適切な契約が行えた良い事例だと判断します。 ・システム標準化については市民サービスへの影響が生じないよう、引き続き注意し対応をお願いします。	・交渉にあたっては、全国の自治体事例（Slackを活用した情報収集）、県への相談、過去の類似システム移行費用との比較等を参考にしました。担当者が8年間この業務に携わっており、蓄積された知識・経験が交渉に活かされました。また、当課には、DX部門専門の民間人が期間限定で在籍しており知識の共有を図るとともに、全国の自治体担当者とのネットワークや県との連携も活用しております。
7	案件名：旧氏の戸籍システム連携に係る住民記録システム改修業務 随意契約 市民協働課発注 ・先ほどのDX推進課の案件と関連して、戸籍関連の契約が複数あることへの疑問から選定しました。この案件の契約価格の妥当性判断は、どなたが行っているのでしょうか。 ・複数の関連契約が個別に発注されていますが、合理化できないのでしょうか。 ・一本化できれば理想ですが、法制度上やむを得ないということですね。また、ベンダーロックインの問題もあり、一度導入したシステムから変更することが難しい状況も理解しました。 ・戸籍システムはB者が過半のシェアがあり、住基はD者が主流で、これまでの導入実績からコスト面で拘束されているのでしょうか。 ・ベンダーを変えるのは困難であると思うが、積極的に取り組んでいるのは適切な判断だと思います。 ・専門家（DX推進課等）が適切に関与した上で契約価格の妥当性を確認し、その旨を記録、公表することで、市民の理解と信頼を得ることが重要だと思います。	・市民協働課にはシステムエンジニア等の専門職員は在籍しておらず、DX推進課と相談しながら対応しております。 ・本案件で契約しているD者は住民基本台帳システムのパッケージを提供している業者であり、B者は戸籍システムの業者です。住民票と戸籍は法律も管轄省庁も異なる別制度であるため、システムも別々にならざるを得ず、合理化には限界があります。 ・ベンダーロックインの問題は常に意識しており、標準化を通じて少しずつ改善を図っております。 ・過去は戸籍も住基もC者であったが、1者のみではコスト面で拘束される恐れがあるため業務毎に2者に分かれ住基はD者に変った経緯があります。